

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和8年 5月 1日

堺市議会議長 西田浩延 様

大阪維新の会堺市議会議員団  
議員氏名 上村太一

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度  
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
2 その他		
収 入 合 計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	65,410	65,410	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	543,633	543,633	
広 報 ・ 広 聴 費	130,950	130,950	
人 件 費	0	0	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,711,858	1,711,858	
支 出 合 計	2,451,851	2,451,851	

様式第14号（第7条関係）

令和7年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 上村太一

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
広報広聴費	4月1日から 3月31日	市政に関わる報告及び市民からの意見要望を募るため、市政報告の配布、報告会の実施を行った。
資料購入費	4月1日から 3月31日	市政に関わる調査研究の為、新聞・書籍等を購入しました。
事務・事務所費	4月1日から 3月31日	市政に関わる調査研究を行うため、堺市堺区において事務所を借り上げました。
調査研究費	4月1日から 3月31日	市政にかかわる調査研究を行うために視察を行った。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上 村 太 一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4月10日		810,000		810,000	政務活動費受入		
4月28日	4-1		4,277	805,723	資料代	⑥	
4月28日	4-2		1,361	804,362	ガソリン代	⑦	
4月28日	4-3		4,600	799,762	電気代	⑧	
4月28日	4-4		2,772	796,990	物品代	⑨	
4月28日	4-5		4,728	792,262	物品代	⑨	
4月28日	4-6		2,185	790,077	ガソリン代	⑦	
4月28日	4-7		1,584	788,493	adobe acrobat使用料	⑨	
4月28日	4-8		1,980	786,513	資料代	⑥	
4月28日	4-9		3,080	783,433	資料代	⑥	
4月28日	4-10		6,540	776,893	通信代	⑧	
4月28日	4-11		2,850	774,043	資料代	⑥	
4月28日	4-12		5,390	768,653	ホームページ使用料	⑦	
4月28日	4-13		2,552	766,101	ガソリン代	⑦	
4月28日	4-14		2,500	763,601	資料代	⑥	
4月28日	4-15		1,980	761,621	資料代	⑥	
4月28日	4-16		208	761,413	one drive使用料	⑨	
4月28日	4-17		88,060	673,353	家賃代	⑨	
4月28日	4-18		6,125	667,228	資料代	⑥	
4月28日	4-19		19,287	647,941	ホームページ保守代	⑦	
4月30日	4-20		11,124	636,817	携帯代	⑧	
				636,817			
				636,817			
月計		810,000	173,183				
累計		810,000	173,183	636,817			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5月26日	5-1		88,060	548,757	家賃代	⑨	
5月27日	5-2		4,277	544,480	資料代	⑥	
5月27日	5-3		3,448	541,032	物品代	⑨	
5月27日	5-4		5,203	535,829	電気代	⑨	
5月27日	5-5		17,040	518,789	office365使用料	⑨	
5月27日	5-6		1,584	517,205	adobe acrobat使用料	⑨	
5月27日	5-7		4,340	512,865	物品代	⑨	
5月27日	5-8		24,391	488,474	物品代	⑨	
5月27日	5-9		1,980	486,494	資料代	⑥	
5月27日	5-10		6,497	479,997	通信代	⑨	
5月27日	5-11		2,526	477,471	ガソリン代	⑦	
5月27日	5-12		2,560	474,911	Open Ai使用料	⑨	
5月27日	5-13		5,390	469,521	ホームページ使用料	⑦	
5月27日	5-14		2,500	467,021	資料代	⑥	
5月27日	5-15		1,980	465,041	資料代	⑥	
5月27日	5-16		208	464,833	one drive使用料	⑨	
5月27日	5-17		5,355	459,478	資料代	⑥	
5月31日	5-18		11,352	448,126	携帯代	⑨	
				448,126			
月計		0	188,691				
累計		810,000	361,874	448,126			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6月10日	6-1		16,500	431,626	資料代	⑥	
6月27日	6-2		4,277	427,349	資料代	⑥	
6月27日	6-3		752	426,597	物品代	③	
6月27日	6-4		500	426,097	物品代	③	
6月27日	6-5		5,868	420,229	電気代	⑨	
6月27日	6-6		1,584	418,645	adobe acrobat使用料	⑨	
6月27日	6-7		16,434	402,211	資料代	⑥	
6月27日	6-8		1,980	400,231	資料代	⑥	
6月27日	6-9		2,532	397,699	ガソリン代	⑦	
6月27日	6-10		6,349	391,350	通信代	⑨	
6月27日	6-11		7,128	384,222	セキュリティソフト使用料	⑨	
6月27日	6-12		6,378	377,844	lenovo smart performance使用料	⑨	
6月27日	6-13		1,200	376,644	iCloud使用料	⑨	
6月27日	6-14		5,390	371,254	ホームページ使用料	⑦	
6月27日	6-15		2,584	368,670	Open Ai使用料	⑨	
6月27日	6-16		208	368,462	one drive使用料	⑨	
6月27日	6-17		2,500	365,962	資料代	⑥	
6月27日	6-18		1,980	363,982	資料代	⑥	
6月30日	6-19		88,060	275,922	家賃代	⑨	
6月30日	6-20		5,355	270,567	資料代	⑥	
6月30日	6-21		10,620	259,947	ごみ処理代	⑨	
6月30日	6-22		11,130	248,817	携帯代	⑨	
				248,817			
月計		0	199,309				
累計		810,000	561,183	248,817			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上 村 太 一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7月10日		810,000		1,058,817	政務活動費受入		
7月22日	7-1		3,120	1,055,697	飲料水代	⑦	
7月28日	7-2		4,277	1,051,420	資料代	⑥	
7月28日	7-3		4,104	1,047,316	電気代	⑨	
7月28日	7-4		2,325	1,044,991	ガソリン代	⑦	
7月28日	7-5		1,584	1,043,407	adobe acrobat使用料	⑨	
7月28日	7-6		1,980	1,041,427	資料代	⑥	
7月28日	7-7		6,673	1,034,754	通信代	⑨	
7月28日	7-8		5,390	1,029,364	ホームページ代	⑦	
7月28日	7-9		1,200	1,028,164	icloud使用料	⑨	
7月28日	7-10		2,374	1,025,790	ガソリン代	⑦	
7月28日	7-11		2,589	1,023,201	Open ai使用料	⑨	
7月28日	7-12		208	1,022,993	One drive使用料	⑨	
7月28日	7-13		2,500	1,020,493	資料代	⑥	
7月28日	7-14		1,980	1,018,513	資料代	⑥	
7月28日	7-15		6,350	1,012,163	X premium使用料	⑦	
7月31日	7-16		88,060	924,103	家賃代	⑨	
7月31日	7-17		6,565	917,538	資料代	⑥	
7月31日	7-18		5,280	912,258	ごみ処理代	⑨	
7月31日	7-19		10,012	902,246	携帯代	⑨	
月計		810,000	156,571				
累計		1,620,000	717,754	902,246			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8月1日	8-1		792	901,454	物品代	⑨	
8月27日	8-2		4,277	897,177	資料代	⑥	
8月27日	8-3		2,200	894,977	資料代	⑥	
8月27日	8-4		2,349	892,628	ガソリン代	⑦	
8月27日	8-5		5,900	886,728	電気代	⑨	
8月27日	8-6		3,500	883,228	IFTTT使用料	⑨	
8月27日	8-7		1,584	881,644	adobe acrobat使用料	⑨	
8月27日	8-8		1,980	879,664	資料代	⑥	
8月27日	8-9		12,703	866,961	Craft使用料	⑨	
8月27日	8-10		2,796	864,165	ガソリン代	⑦	
8月27日	8-11		6,434	857,731	通信代	⑨	
8月27日	8-12		49,962	807,769	資料代	⑥	
8月27日	8-13		3,520	804,249	資料代	⑥	
8月27日	8-14		1,200	803,049	icloud使用料	⑨	
8月27日	8-15		2,112	800,937	物品代	⑨	
8月27日	8-16		5,390	795,547	ホームページ代	⑦	
8月27日	8-17		2,727	792,820	Open ai使用料	⑨	
月計							
累計							

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8月27日	8-18		2,500	790,320	資料代	⑥	
8月27日	8-19		1,980	788,340	資料代	⑥	
8月27日	8-20		208	788,132	One drive使用料	⑨	
8月27日	8-21		3,960	784,172	資料代	⑥	
8月27日	8-22		12,799	771,373	物品代	⑨	
8月27日	8-23		5,060	766,313	資料代	⑥	
8月29日	8-24		88,060	678,253	家賃代	⑨	
8月29日	8-25		5,355	672,898	資料代	⑥	
8月31日	8-26		9,737	663,161	携帯代	⑨	
				663,161			
				663,161			
				663,161			
				663,161			
				663,161			
				663,161			
				663,161			
				663,161			
				663,161			
月計		0	239,085				
累計		1,620,000	956,839	663,161			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
9月10日	9-1		16,500	646,661	資料代	⑥	
9月29日	9-2		4,277	642,384	資料代	⑥	
9月29日	9-3		6,768	635,616	電気代	⑨	
9月29日	9-4		1,584	634,032	adobe acrobat使用料	⑨	
9月29日	9-5		36,299	597,733	物品代	⑨	
9月29日	9-6		2,244	595,489	物品代	⑨	
9月29日	9-7		1,584	593,905	ソフト更新代	⑨	
9月29日	9-8		1,980	591,925	資料代	⑥	
9月29日	9-9		6,492	585,433	通信代	⑨	
9月29日	9-10		23,760	561,673	資料代	⑥	
9月29日	9-11		1,200	560,473	icloud使用料	⑨	
9月29日	9-12		5,390	555,083	ホームページ代	⑦	
9月29日	9-13		2,668	552,415	Open ai使用料	⑨	
9月29日	9-14		208	552,207	One drive使用料	⑨	
9月29日	9-15		2,500	549,707	資料代	⑥	
9月29日	9-16		1,980	547,727	資料代	⑥	
9月29日	9-17		7,640	540,087	資料代	⑥	
9月29日	9-18		88,060	452,027	家賃代	⑨	
9月29日	9-19		5,355	446,672	資料代	⑥	
9月30日	9-20		9,807	436,865	携帯代	⑨	
月計		0	226,296				
累計		1,620,000	1,183,135	436,865			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
10月10日		810,000		1,246,865	政務活動費受入		
10月27日	10-1		4,277	1,242,588	日経新聞購入代	⑥	
10月27日	10-2		5,555	1,237,033	電気代	⑨	
10月27日	10-3		1,980	1,235,053	資料購入代	⑥	
10月27日	10-4		2,300	1,232,753	資料購入代	⑥	
10月27日	10-5		1,584	1,231,169	adobe使用料	⑨	
10月27日	10-6		880	1,230,289	資料購入代	⑥	
10月27日	10-7		616	1,229,673	物品代(乾電池)	⑨	
10月27日	10-8		1,500	1,228,173	調査研究代(土郎正宗世界展入場料)	①	
10月27日	10-9		4,180	1,223,993	資料購入代	⑥	
10月27日	10-10		1,980	1,222,013	朝日新聞購入代	⑥	
10月27日	10-11		2,636	1,219,377	ガソリン代	⑦	
10月27日	10-12		6,436	1,212,941	通信代	⑨	
10月27日	10-13		5,390	1,207,551	ボネクタ使用料	⑦	
10月27日	10-14		1,200	1,206,351	icloud使用料	⑨	
10月27日	10-15		2,694	1,203,657	OpenAi使用料	⑨	
10月27日	10-16		208	1,203,449	one drive使用料	⑨	
10月27日	10-17		2,500	1,200,949	日経ク ロステック購入代	⑥	
10月27日	10-18		1,980	1,198,969	産経新聞購入代	⑥	
10月28日	10-19		88,060	1,110,909	家賃代	⑨	
10月28日	10-20		26,475	1,084,434	日本教育新聞年間資料購入代	⑥	
10月28日	10-21		4,585	1,079,849	D-file資料購入代	⑥	
10月31日	10-22		9,864	1,069,985	携帯代	⑨	
				1,069,985			
月計		810,000	176,880				
累計		2,430,000	1,360,015	1,069,985			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
11月7日	11-1		466	1,069,519	文具代	㊸	
11月13日	11-2		563	1,068,956	文具代	㊸	
11月27日	11-3		4,277	1,064,679	日経新聞代	㊸	
11月27日	11-4		1,062	1,063,617	ドメイン使用料	㊸	
11月27日	11-5		4,295	1,059,322	資料購入代	㊸	
11月27日	11-6		2,000	1,057,322	調査研究代(ブラックジャック風入場料)	㊸	
11月27日	11-7		4,376	1,052,946	電気代	㊸	
11月27日	11-8		3,000	1,049,946	資料購入代	㊸	
11月27日	11-9		1,584	1,048,362	adobe 使用料	㊸	
11月27日	11-10		2,500	1,045,862	資料購入代	㊸	
11月27日	11-11		4,744	1,041,118	PC関連用品代	㊸	
11月27日	11-12		1,980	1,039,138	朝日新聞代	㊸	
11月27日	11-13		2,420	1,036,718	資料購入代	㊸	
11月27日	11-14		7,351	1,029,367	通信代	㊸	
11月27日	11-15		1,200	1,028,167	icloud使用料	㊸	
11月27日	11-16		10,155	1,018,012	PC保守費用代	㊸	
11月27日	11-17		5,390	1,012,622	ポネクタ使用料	㊸	
11月27日	11-18		2,796	1,009,826	OpenAi使用料	㊸	
11月27日	11-19		2,500	1,007,326	日経クロステック代	㊸	
11月27日	11-20		1,980	1,005,346	産経新聞代	㊸	
11月27日	11-21		208	1,005,138	one drive使用料	㊸	
11月27日	11-22		60,800	944,338	PC機器代	㊸	
11月28日	11-23		5,355	938,983	D-file購入代	㊸	
11月28日	11-24		88,060	850,923	家賃代	㊸	
11月28日	11-25		5,340	845,583	ごみ処理代	㊸	
11月30日	11-26		8,742	836,841	携帯代	㊸	
				836,841			
月計		0	233,144				
累計		2,430,000	1,593,159	836,841			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (㊸調査研究費、㊸研修費、㊸要請・陳情活動費、㊸会費、㊸資料作成費、㊸資料購入費、㊸広報・広聴費、㊸人件費、㊸事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
12月2日	12-1		200	836,641	駐車代	①	
12月10日	12-2		16,500	820,141	時事通信	⑥	
12月28日	12-3		5,355	814,786	D-file代	⑥	
12月28日	12-4		88,060	726,726	家賃代	⑨	
12月29日	12-5		4,277	722,449	日経新聞代	⑥	
12月29日	12-6		4,246	718,203	電気代	⑨	
12月29日	12-7		2,530	715,673	資料購入代	⑥	
12月29日	12-8		2,821	712,852	ガソリン代	⑦	
12月29日	12-9		674	712,178	事務用品代	⑨	
12月29日	12-10		11,036	701,142	事務用品代	⑨	
12月29日	12-11		1,584	699,558	adobe使用料	⑨	
12月29日	12-12		1,980	697,578	朝日新聞代	⑥	
12月29日	12-13		16,434	681,144	毎日新聞代	⑥	
12月29日	12-14		6,478	674,666	通信代	⑨	
12月29日	12-15		8,000	666,666	FantasticalCalender使用料	⑨	
12月29日	12-16		2,834	663,832	OpenAi使用料	⑨	
12月29日	12-17		5,390	658,442	ボネクタ使用料	⑦	
12月29日	12-18		1,200	657,242	icloud使用料	⑨	
12月29日	12-19		208	657,034	OneDrive使用料	⑨	
12月29日	12-20		2,500	654,534	日経クロステック代	⑥	
12月29日	12-21		1,980	652,554	産経新聞代	⑥	
12月29日	12-22		3,200	649,354	調査研究代(オオサカ堺バルーン搭乗費)	①	
12月31日	12-23		9,020	640,334	携帯代	⑨	
月計		0	196,507				
累計		2,430,000	1,789,666	640,334			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
1月9日		810,000		1,450,334	政務活動費受入		
1月27日	1-1		4,277	1,446,057	日経新聞代	㊸	
1月27日	1-2		464	1,445,593	craft使用料	㊸	
1月27日	1-3		6,731	1,438,862	ipadケース代	㊸	
1月27日	1-4		3,669	1,435,193	電気代	㊸	
1月27日	1-5		9,900	1,425,293	資料購入代	㊸	
1月27日	1-6		1,584	1,423,709	adobe使用料	㊸	
1月27日	1-7		2,530	1,421,179	資料購入代	㊸	
1月27日	1-8		1,162	1,420,017	資料購入代	㊸	
1月27日	1-9		1,078	1,418,939	資料購入代	㊸	
1月27日	1-10		1,500	1,417,439	資料購入代	㊸	
1月27日	1-11		1,011	1,416,428	資料購入代	㊸	
1月27日	1-12		29,370	1,387,059	資料購入代	㊸	
1月27日	1-13		1,980	1,385,078	朝日新聞代	㊸	
1月27日	1-14		2,169	1,382,909	ガソリン代	㊹	
1月27日	1-15		6,436	1,376,473	通信代	㊸	
1月27日	1-16		3,080	1,373,393	資料購入代	㊸	
1月27日	1-17		1,200	1,372,193	icloud使用料	㊸	
1月27日	1-18		5,390	1,366,803	ボネクタ使用料	㊹	
1月27日	1-19		2,841	1,363,962	OpenAi使用料	㊸	
1月27日	1-20		208	1,363,754	OneDrive使用料	㊸	
1月27日	1-21		135	1,363,619	google workspace使用料	㊸	
1月27日	1-22		2,500	1,361,119	日経クロステック代	㊸	
1月27日	1-23		1,980	1,359,139	産経新聞代	㊸	
1月28日	1-24		88,060	1,271,079	家賃代	㊸	
1月28日	1-25		3,180	1,267,899	飲料水代	㊹	
1月31日	1-26		8,988	1,258,911	携帯代	㊸	
月計		810,000	191,423				
累計		3,240,000	1,981,089	1,258,911			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2月27日	2-1		19,610	1,239,101	視察代	①	
2月27日	2-2		15,180	1,223,921	視察代	①	
2月27日	2-3		6,133	1,217,788	電気代	⑨	
2月27日	2-4		1,630	1,216,158	視察代	①	
2月27日	2-5		21,890	1,194,268	視察代	①	
2月27日	2-6		1,584	1,192,684	adobe使用料	⑨	
2月27日	2-7		2,088	1,190,596	ガソリン代	⑦	
2月27日	2-8		1,980	1,188,616	朝日新聞代	⑤	
2月27日	2-9		6,576	1,182,040	通信代	⑨	
2月27日	2-10		4,464	1,177,576	PC関連代	⑨	
2月27日	2-11		2,912	1,174,664	事務用品代	⑨	
2月27日	2-12		1,200	1,173,464	icloud使用料	⑨	
2月27日	2-13		2,801	1,170,663	OpenAi使用料	⑨	
2月27日	2-14		5,390	1,165,273	ボネクタ使用料	⑦	
2月27日	2-15		14,319	1,150,954	Evernote使用料	⑨	
2月27日	2-16		1,408	1,149,546	google workspace使用料	⑨	
2月27日	2-17		2,500	1,147,046	日経クロステック代	⑥	
2月27日	2-18		1,980	1,145,066	産経新聞代	⑥	
2月27日	2-19		208	1,144,858	OneDrive使用料	⑨	
2月27日	2-20		2,557	1,142,301	ガソリン代	⑦	
2月27日	2-21		534	1,141,767	事務用品代	⑨	
2月27日	2-22		5,365	1,136,412	D-file 1月号	⑥	
2月27日	2-23		5,340	1,131,072	ごみ処理代	⑨	
2月27日	2-24		88,060	1,043,012	家賃代	⑨	
2月27日	2-25		8,689	1,034,323	携帯代	⑨	
月計		0	224,588				
累計		3,240,000	2,205,677	1,034,323			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3月10日	3-1		16,500	1,017,823	時事通信代	⑥	
3月13日	3-2		1,584	1,016,239	事務用品代	⑨	
3月27日	3-3		4,277	1,011,962	日経新聞代	⑥	
3月27日	3-4		6,287	1,005,675	電気代	⑨	
3月27日	3-5		1,584	1,004,091	adobe使用料	⑨	
3月27日	3-6		1,980	1,002,111	朝日新聞代	⑥	
3月27日	3-7		6,490	995,621	通信代	⑨	
3月27日	3-8		1,248	994,373	事務用品代	⑨	
3月27日	3-9		1,650	992,723	資料購入代	⑥	
3月27日	3-10		28,593	964,130	事務用品代	⑨	
3月27日	3-11		17,600	946,530	資料購入代	⑥	
3月27日	3-12		31,350	915,180	資料購入代	⑥	
3月27日	3-13		2,832	912,348	OpenAi使用料	⑨	
3月27日	3-14		5,390	906,958	ポネクタ使用料	⑦	
3月27日	3-15		1,200	905,758	icloud使用料	⑨	
3月27日	3-16		208	905,550	OneDrive使用料	⑨	
3月27日	3-17		1,408	904,142	google workspace使用料	⑨	
3月27日	3-18		2,500	901,642	日経クロステック代	⑥	
3月27日	3-19		1,980	899,662	産経新聞代	⑥	
3月27日	3-20		5,060	894,602	資料購入代	⑥	
3月27日	3-21		4,180	890,422	資料購入代	⑥	
3月27日	3-22		88,060	802,362	家賃代	⑨	
3月27日	3-23		3,375	798,987	D-file 2月号	⑥	
3月27日	3-24		10,838	788,149	携帯代	⑨	
月計		0	246,174				
累計		3,240,000	2,451,851	788,149			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)



# 事業用建物貸借契約書

貸主：                      様

借主：上 村 太 一 様



社団法人 全日本不動産協会 大阪府本部

正会員

# 事業用建物賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX

(以下、甲という) と、

賃借人

上村 太一

072-225-0445

(以下、乙という) とは、

次のとおり事業用建物賃貸借契約を締結する。

## I. 標記

### (1) 賃貸借の目的物

名 称	北ビル			
所 在 地	堺市堺区新町5-7			
室 番 号	棟 1階 B号室	間 取		
種 類	<input type="checkbox"/> 店舗・ <input checked="" type="checkbox"/> 事務所・ <input type="checkbox"/> 工場・ <input type="checkbox"/> 倉庫・ <input type="checkbox"/> その他 ( )			
構 造	<input type="checkbox"/> 木造・ <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造・ <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造・ <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
屋 根	<input type="checkbox"/> 瓦葺・ <input checked="" type="checkbox"/> 陸屋根・ <input type="checkbox"/> スレート葺・ <input type="checkbox"/> 鋼板葺・ <input type="checkbox"/> その他 ( )			
契約対象 面 積	1階B号室	35.67㎡	備考	
		㎡		
		㎡		
	合 計	35.67㎡		
付 属 設 備	ト イ レ	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 専用 <input checked="" type="checkbox"/> 共用	<input checked="" type="checkbox"/> 水洗・ <input type="checkbox"/> 非水洗・ <input type="checkbox"/>
	浴 室	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	冷 蔵 庫 電 備 付 有 B S	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	シャワー設備	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	給湯設備	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	給湯器具	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	照明器具	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	ガスコンロ	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
冷暖房設備	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
付 属 施 設	駐 車 場	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	駐 輪 場	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	エレベーター	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	物 置	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	専 用 庭 園	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	庭 園	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
所有名義人住所	堺市 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ※登記簿記載住所を記入			
所有名義人氏名	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ※登記簿記載氏名を記入			
備 考				



## II. 契約条項

### (目的及び用途)

第 1 条 貸貸人（以下「甲」という）及び貸借人（以下「乙」という）は、標記 (1) に記載する貸貸借の目的物（以下「本物件」という）について、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という）を標記 (3) に記載する使用目的として以下の条項により締結する。

### (契約期間等)

第 2 条 契約期間は、標記の通りとする。

ただし、甲は標記契約期間満了の6ヶ月前迄に、乙は1ヶ月前迄に、相手方に対し書面による申出がないときは、当該期間満了の翌日より起算して更に2年間契約は更新されるものとし、以後もこの例により更新することもできる。

### (賃料等)

第 3 条 賃料並びに共益費等は、標記 (5) のとおりとする。

2 乙は、翌月分の賃料並びに共益費等を、毎月27日までに甲方に持参して支払うか、または、甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。但し、振込み手数料は乙の負担とする。

3 契約時の1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割り計算とする。

### (保証金)

第 4 条 乙は、標記 (4) に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合、甲は    日以内に前項の乙より受託した保証金より標記の解約控除金を控除した金額を無利息で乙に返還するものとする。但し、乙に賃料等の滞納、損害賠償、その他本契約から生じた債務不履行により債務等がある場合、甲は標記解約控除金とは別途に標記保証金をこれらの債務に充当することができる。この場合、甲はその内訳を乙に明示するものとする。

3 前項のほか、甲は乙に対して、保証金を契約期間に応じて下記金額を控除して返還するものとする。

(1) 存続期間が    年未満であった場合

保証金の    % (金    円)

(2) 存続期間が    年以上    年未満であった場合

保証金の    % (金    円)

(3) 存続期間が    年以上    年未満であった場合

保証金の    % (金    円)

4 乙は、契約期間内において、賃料及び、その他の債務等を保証金と相殺することはできないものとする。

5 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、他の債務の担保に供してはならない。

### (諸経費の負担)

第 5 条 本物件に対する公租公課その他の賦課金を除き、電気、ガス、電話等の料金、その他本物件の使用により生ずる諸経費は、すべて乙の負担とする。

### (修理等)

第 6 条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造物の維持保全に必要な修理費は甲の負担とする。

2 本物件内のカーペット、クッションフロアーによる修理取り替え費用は乙の負担と

- する。
- 3 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲へ通知しなければならない。
  - 4 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

**(免責)**

- 第 7 条 天災地変、火災、盗難等その他不可抗力により生じた損害について、甲乙は互いにその責を負わないものとする。

**(遵守事項)**

- 第 8 条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本物件を保全し、使用しなければならない。
- 2 乙は自己又は乙の従業者等の故意又は過失により、本物件及び設備等を破損、滅失させ損害を与えたときは、その賠償をしなければならない。

**(乙の通知義務)**

- 第 9 条 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に通知するものとする。
- (1)乙の商号、代表者、組織に変更が生じたとき。
  - (2)乙または連帯保証人の住所、氏名、勤務先に変更が生じたとき。
  - (3)乙または連帯保証人が死亡または破産、解散したとき。
  - (4)1ヶ月以上、本物件を使用しない場合の不在期間および連絡先。
  - (5)出入口の鍵等を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

**(禁止事項)**

- 第 10 条 乙は、本物件の使用にあたり、次に掲げる行為を行ってはならない。  
ただし、甲の承諾があればこの限りではない。「この場合、特約事項にその内容を明記するものとする。」
- (1)本物件を標記(3)の使用目的以外に使用すること。
  - (2)階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
  - (3)階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
  - (4)猛獣、毒蛇等の明かに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。
  - (5)犬、猫その他ペット類を飼育すること。
  - (6)本物件の出入口の鍵を無断で変えること。
  - (7)銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
  - (8)大型の金庫その他ピアノ等の重量物を搬入し、又は備え付けること。
  - (9)配水管を腐食させる恐れのある液体を流すこと。
  - (10)大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ、楽器等の演奏その他の騒音で近隣に迷惑をかける行為。
  - (11)その他、公序良俗に反する行為。

**(賃借権の譲渡等の禁止)**

- 第 11 条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ず、本賃借権を第三者へ譲渡及び転貸をしてはならない。
- 2 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ず、乙の事業の権利の譲渡または貸与等を行い、本物件内で第三者に事業をさせてはならない。

**(立入り)**

- 第 12 条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認められるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し必要な措置を講じることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合、甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
  - 3 前2項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(造作等の変更)

第 13 条 乙が本物件の改造、除去等現状を変更しようとするときは、乙は甲に図面等を提示したうえ、甲の書面による承諾を得なければならない。この場合、乙は甲の指定業者または甲の承認を得た業者にこれを施工させなければならない。

2 前項の工事に要する費用は、一切乙の負担とし、退去のとき、乙は原状回復して明渡さなければならない。

(契約の解除)

第 14 条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は本契約を解除することができる。

- (1) 第 1 条の使用目的に違反したとき。
- (2) 第 3 条の賃料の支払を 1 ヶ月以上滞納したとき。
- (3) 第 10 条 (禁止事項) のいずれかに違反したとき。
- (4) 第 11 条 (賃借権の譲渡等の禁止) の規定に違反したとき。
- (5) 反社会的集団 (暴力団、暴走族、過激な団体等) の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき。
- (6) その他本契約に関し重大な義務違反があったとき。

(契約期間内解約)

第 15 条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 1 ヶ月前までに甲に書面で予告しなければならない。ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の 1 ヶ月分相当額を支払い即時解約することができる。

2 甲が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 6 ヶ月前までに乙に書面で予告しなければならない。

(契約の終了)

第 16 条 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしないものとする。

- (1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
- (2) 法令等公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(明渡し)

第 17 条 乙は、本契約が終了する日までに (第 14 条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

- 2 乙は、明渡しに際し、乙の費用で本物件に付加した一切の造作について、甲にその買取を請求することはできない。
- 3 乙は、明渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭の請求をすることはできない。
- 4 乙の明渡し期日の遅延により甲に損害が発生した場合は、理由の如何に拘わらず乙は損害相当額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 5 甲及び乙は、第 1 項の規定に基づき、乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(連帯保証人)

第 18 条 連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯してその債務を負うものとする。

- 2 乙は連帯保証人が資格要件を欠くに至ったときには、甲に通知し甲の認める他の連帯保証人に変更しなければならない。

(協議事項)

第 19 条 本物件を標記 (3) の使用目的以外に使用する場合は、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

- 2 甲及び乙は、本契約に定めがない事項、または本契約条項に疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第 20 条 本契約についての紛争処理は、甲の住所地を管轄する裁判所においておこなうものとする。

【特約事項】

保証金 第 4 条は、0 円の為抹消

以上

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名押印の上、各々その一通を保有する。

平成22年10月19日

甲（買貸人）

住所

堺市

氏名

印

(

乙（賃借人）

住所

大阪市

氏名

上村 太一

印

(

連帯保証人

住所

芦屋市

氏名

印

(

勤務先

印

(

乙との関係

貸付業者

免許番号

住所

名称又は商号

代表者氏名

T E L

取引主任者

氏名

登録番号

貸付業者

免許番号

住所

名称又は商号

代表者氏名

T E L

取引主任者

氏名

登録番号

# INFORMATION

すべて	お知らせ	オウンドメディア	プレスリリース	採用
-----	------	----------	---------	----

## 価格改定のお知らせ

イチニ株式会社は、政治家向け情報発信ツール「ボネクタ」の利用料金を、2023年1月より改定することをお知らせします。

ここ数年、皆様のご愛顧によって選挙ドットコムサイトへのアクセス数は大きく上昇し、年間約8,000万PV・2,200万ユーザーにご利用いただく事ができました。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うネット選挙への関心の増大等から、ボネクタの契約者数も大幅に増加し、多くの政治家の方にご利用いただいております。

こうしたアクセス数及び利用者の急増に対応するため、サーバの増強やサイバーセキュリティの強化、顧客サポートの強化に取り組んでおります。そのため諸費用が大きく増加し、止むを得ず値上げせざるを得ない状況となりました。

お客様におかれましては誠に恐縮に存じますが、ボネクタの機能向上サービスにも取り組んでまいりますので、なにとぞ事情ご賢察いただき、ご了承くださいますよう伏してお願い申し上げます

プラン名	現在の価格(月額)	改定後の価格(月額)
国政プラン	10,000円(税込 11,000円)	12,000円(税込 13,200円)
首長プラン・都道府県議会プラン ・政令指定都市議会プラン	7,800円(税込 8,580円)	9,800円(税込 10,780円)
中核市議会プラン・特別区議会 プラン	4,800円(税込 5,280円)	6,800円(税込 7,480円)
一般市議会プラン	3,900円(税込 4,290円)	5,400円(税込 5,940円)
町議会プラン・村議会プラン	2,900円(税込 3,190円)	3,900円(税込 4,290円)

※料金改定に際しまして、2022年キャンペーンは終了いたしました

ボネクタ

この記事シェアする

シェアする

シェア

LINEで送る

[一覧に戻る](#)

## 出張報告書

令和8年3月5日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 上村 太一

出張報告は下記のとおりです。

### 記

#### 目 的

下記各項目についての現地調査並びに取組みについて調査

- ① 北九州グローバルゲートウェイについて
- ② 福岡市みどり経営基本方針について
- ③ 福岡市博物館リニューアル推進事業について
- ④ 公共施設の耐震化について

#### 2. 期 間

令和8年1月13日（火）～令和8年1月14日（水）

#### 3. 日 程 等


	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	1月13日（火）	14:00～15:00	北九州グローバルゲートウェイ
②	1月14日（水）	10:00～12:00	福岡市役所

#### 4. 面談者

- ・北九州グローバルゲートウェイ  
館長（セイハネットワーク（株））  
ゼネラルマネージャー（セイハホールディングス（株））
- ・福岡市  
福岡市博物館 運営課 課長  
主査  
福岡市水道局 計画部 事業調整課 事業調整係長  
配水部 整備推進課 整備推進係長  
福岡市道路下水道局 下水道企画課 事業計画係長  
管理部 道路維持課 アセットマネジメント係長

様  
様  
様  
様  
様  
様

アセットマネジメント係  
福岡市住宅都市みどり局みどり推進部 みどり活用課長  
みどり活用課 活用係長  
みどり活用課  
みどり推進部 Park-PFI 推進課長



様  
様  
様  
様

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

### ●北九州グローバルゲートウェイについて

・当該施設は、実際の海外での現地を再現した体験型学習空間として構成されており、レストラン、マーケット、ホテルカウンター、ニューススタジオ等のブースが設けられている。これらのブースでは、注文、買い物、宿泊手続き、情報発信といった日常的または職業的なシーンを英語で体験することができる。また、各教室にはミッションカードやワークシート、スタンプラリーシート等が用意されており、学習の可視化と動機付けが図られている。さらに、スタジオではディベートから原稿作成、収録・発表までを一体的に行うアクティブラーニングが導入されており、外部モニターを通じて学習状況を確認できる仕組みも整備されている。本施設の最大の特徴は、アウトプットを重視した学習設計にある。難易度別に設定されたミッションカードに基づき、児童・生徒は自ら考え、英語で発話することが求められる。初級では簡単な依頼表現、中級では理由説明を伴う発話、上級ではトラブル対応といった段階的な課題が設定されており、約10名のグループで個別ミッションに取り組むことで、模倣ではなく自発的な発話を促進している。施設内には約30名の外国人スタッフが常駐しており、表現の補助を行うとともに、誤りを許容する環境を整えることで、英会話に対する心理的ハードルを下げている点も特徴的である。

・対象別の運用については、小学生では注文体験やスタンプラリーを通じて成果物を持ち帰る形式とし、中高生では職業体験やトラブル対応課題を通じて思考力や応用力の育成を図っている。さらに、高校・大学・一般利用者に対しては、ディベートや発表を含む高度なプログラムが提供されている。また、団体利用においては教科書に準拠したアウトプット型授業が展開される一方、個人利用では旅行や娯楽要素を重視した体験型プログラムが提供されており、用途に応じた設計の切り分けがなされている。

・運営は、全国に約1300の教室を展開する教育事業者であり、フィリピン拠点と連携したオンライン教育体制を有している。教材は日本の学校教育に適合するよう自社開発されており、価格競争力と分かりやすさの両立が図られている。これまでの実績としては、北九州市の予算を活用し、小学校3年生から中学校3年生までを対象に大規模な運用が行われた経緯がある。現在は民間運営に移行しているものの、団体利用が全体の約7割を占めており、特に私立学校においては継続的な利用が多く見られる。継続利用校からは、英語授業の活性化や学習意欲の向上といった効果があるとされている。一方で、公立学校における導入については予算制約が大きな課題となっているほか、単発的な体験では学力向上の定量的評価が難しいという問題も指摘されている。また、行政との連携においては、首長交代等による政策変更の影響を受けやすく、事業継続性の確保が課題となっている。これらに対応するため、同施設では企業版ふるさと納税の活用や出張型英語イベントの展開、教員研修やオンライン教材の提供といった多様な施策を進めている。

・意見交換においては、堺市におけるオンライン英語授業の取組や、今後予定されている端末での情報共有等を行った。フィリピン講師の活用による指導の有効性については一定の認識が共有されるとともに、AIの活用可能性についても意見を伺った。

- ・事業者側としては、リアルな体験による学習効果の重要性と有効性が示されたが、導入にあたっては財源の確保が必要であるが、その為の効果測定という意味合いでは、まだまだ、どのように効果測定していくかということが課題でもあることが示された。
- ・今回の視察を通じ、本施設は「伝える意思」と「実体験」を重視する新たな英語教育モデルであり、発話機会の確保や心理的安全性の確保といった点で有効性が高いと考えられることが確認できた。一方で、公教育への導入にあたっては、財源、継続性、効果測定といった制度面の課題への対応が不可欠であり、今後の検討において重要な論点となるものであると感じた。

### ●福岡市みどり経営基本方針について

「みどりの経営基本方針」と都市公園の利活用、特に Park-PFI 制度の取組について説明を受けるとともに、今後の公園行政のあり方について視察を行った。

・福岡では、高齢化の進展や地域コミュニティの弱体化といった社会課題が顕在化しており、公園の役割も従来の整備中心から利活用重視へと転換が求められている。このような背景のもと、福岡市では平成 28 年に基本方針を策定し、「つくる」から「活かす・暮らしに組み込む」への転換を掲げている。同方針では、緑や公園を単なる公共施設ではなく「資産」と捉え、都市の価値向上や生活の質の向上につなげることを目的としている。また、福岡市基本構想や従来の緑の基本計画との整合を図りつつ、当該方針の理念を反映させている。

次に、公園の将来像については、利用者視点と緑の存在価値の視点を軸に 6 つの類型に分類し、それぞれの特性に応じた利活用を推進する考え方を示し、これにより、画一的な整備ではなく、公園ごとのポテンシャルを活かした戦略的な運営が図られている。

主要な施策としては、民間活力の導入と市民・企業との協働が挙げられる。民間活力については、Park-PFI 制度を積極的に活用し、カフェ等の収益施設の整備・運営を通じて得られる収益を園路や広場等の公共部分の整備に還元する仕組みが構築されている。また、市民・企業との協働としては、地域主体で公園管理を行う「コミュニティパーク事業」や、市民・企業による花づくりを推進する「一人ひとりと花運動」が展開されており、ボランティア団体や企業の参画が大きく拡大している。さらに、公園愛護会の支援やクラウドファンディングの活用など、多様な手法により公園の維持管理と魅力向上が図られている。

加えて、利用促進と管理の適正化の観点から、イベント利用を見据えた料金体系の見直しや駐車場の有料化も進められており、得られた収入は公園管理に充当されている。

Park-PFI 制度については、都市公園法改正により導入された制度であり、民間事業者が公園内に収益施設を整備・運営し、その収益を公共部分の整備に充てる仕組みである。福岡市では、特定公園施設の整備費は原則として事業者が全額負担することとしており、市民に対してもその仕組みを分かりやすく説明することで理解促進を図っている。また、Park-PFI に加え、指定管理者制度や既存施設の更新等を組み合わせることで、より効果的な事業スキームを構築している。

今後の展開としては、基本計画に基づき、「身近な暮らしの中で緑を活かす」「多様な主体の参画」「資産としての緑の経営的活用」を柱とし、ハード・ソフト両面からの施策を推進することとされ

ている。成果指標としては、民間活力による魅力的な公園の増加や、市民の満足度向上等が設定されており、10年後を見据えた目標管理が行われる予定である。また、今年春には新たな Park-PFI 事業の公募も予定されている。

・福岡県との連携状況や屋台・駐輪場の整備、公園整備による周辺地域への影響等について議論が行われた。特に、県との連携についてはリバーフロント整備において協議体を設置し、情報共有を行っていることが示された。また、公園内での収益活動については一部に慎重な意見もあるものの、制度に基づき適切に進めることで大きな反発は生じていないとのことであった。

・福岡市の取組は、公園を「資産」として捉え、民間活力や市民協働を通じて都市価値の向上と地域課題の解決を同時に図る先進的な事例である。今後、他自治体においても、公園の利活用を軸としたまちづくりの推進にあたり、財源確保や地域合意形成、効果検証のあり方といった観点を踏まえた街づくりというものが必要であると感じた。

### ●福岡市博物館リニューアル推進事業について

・博物館リニューアル事業の進捗状況および入札不調に伴う再検討方針について説明を受けるとともに、今後の事業推進に関する課題や対応策について説明を受けた。

・博物館は、アジア太平洋博覧会のテーマ館を転用し、開館した施設であり、開館から 36 年が経過している。平成 25 年に更新は行われたものの、大規模改修は実施されておらず、設備の老朽化が進行している。施設マネジメント計画では建物の寿命を 70 年と設定し、中間点である 35 年時点において大規模改修と設備更新を行うことが前提とされており、今回のリニューアルはその節目に位置付けられている。特に、文化財の適切な保存に不可欠な 24 時間の温湿度管理を担う空調設備の更新が最重要課題とされているほか、屋上防水や外壁などの経年劣化への対応も求められている。

リニューアルの基本方針としては、設備更新を含む大規模改修の実施に加え、文化・観光拠点としての機能強化および周辺エリアとの調和による賑わい創出が掲げられている。具体的には、都市の過去・現在・未来をつなぐ展示ストーリーの構築や、映像等の先進技術を活用した没入型展示の導入、多言語対応の強化などが計画されている。また、ユニバーサルデザインの観点から、エレベーターの拡張やバリアフリー対応の充実、キッズスペースの整備などにより、誰もが利用しやすい施設への転換を目指している。さらに、体験学習室や講座室機能の拡充、約 20 万点に及ぶ収蔵品の適切な保存・活用に向けた収蔵庫の増設、防災・セキュリティ機能の強化なども重要な柱となっている。

事業は段階的に進められており、第一期として北側ゾーンにおける収蔵庫の増設が進行中であり、まもなく完成予定である。これは本館改修時の収蔵品の一時移送機能を兼ねるとともに、収蔵機能の拡充を図るものである。第二期では、本館南側広場の全面改修や庭園再整備が行われ、レストランやカフェの外部設置、大屋根による交流施設の整備などを通じて、来館者の滞在価値向上と賑わい創出が図られる計画である。一方、第三期である本館および駐車場の改修については、入札不調の影響により少なくとも 1 年程度の延期が見込まれている。なお、駐車場については現状の平面構成を維持しつつ、ラインの見直し等により運用改善を図る方針である。

本事業は PFI 方式により実施する計画であり、予定事業費は約 207 億円とされていたが、入札において応札者がなく不調となった。事業者へのヒアリングによれば、その要因として、物価上昇や人件

費の高騰、技能者不足に加え、長期運営に伴うリスクや金利変動リスクの大きさが指摘されている。また、空調設備の調達難や建設需要の逼迫、複数業種にまたがる事業体制の構築の困難さ、事業収益性の相対的な低さなども影響しているとされる。

これを受け、今後の対応としては、事業者ヒアリングの継続を通じて要求水準書の見直しを行い、リスク配分の再設計を進める方針が示された。特に、市が負担すべきリスクの明確化や過度な事業者負担の軽減が検討されている。また、アドバイザー契約の見直しにより、不調要因の分析と資料の再構築を進めるとともに、PFI方式の継続を基本としつつ、建築と運営の分離などの事業手法の多様化についても検討が行われている。

南側広場の整備については、既存の喫茶機能を外部化し、レストランやカフェを新設するほか、大屋根を備えた交流施設の整備により、屋外学習や修学旅行時の利用、キッチンカーの導入など、多様な利活用が想定されている。また、収蔵庫については高床式構造を採用し、水害リスクへの対応を強化するとともに、1階のピロティ化により大型バスの動線確保や雨天時の利便性向上が図られている。来館者数については、コロナ禍により一時的に減少したものの、現在は回復傾向にあり、令和6年度は年間約26万人（常設約12万人、特別展約14万人）とされている。観覧料は常設で200円と比較的低廉であり、見直しの必要性についても議論がなされている。収蔵品については年間約5,000点が新たに受け入れられており、保管スペースの確保と効率的な管理が課題となっている。

施設の将来的なあり方については、今回の大規模改修により設備更新と機能強化を図り、さらに運営期間中の中間更新を織り込むことで、建物寿命70年までの延命を目指す方針である。建て替えについても検討は行われたが、収蔵品の移送や保管に係るコストやリスクが極めて大きく、現行のリニューアル案の方が合理的であるとの判断に至っている。

・ 今後は、第三期工事のスケジュール再設定を行うとともに、事業手法や要求水準書の再構築を進め、再度の入札実施に向けた準備を進める予定である。一方で、第一期および第二期の工事については計画どおりの完了を目指し、段階的な機能向上を図ることとされている。また、観覧料や運営体制についても引き続き検討が行われる見込みである。

以上のとおり、本事業は文化財の保全と都市の文化観光拠点としての機能強化を両立する重要なプロジェクトであるが、事業環境の変化により事業手法の再検討が不可欠な状況にある。今後は、民間事業者の参入可能性を高める制度設計とともに、持続可能な運営体制の構築に向けた検討が求められる。

## ● 公共施設の耐震化について

・ 福岡市における水道・下水道・道路橋梁の耐震化方針及び各計画の内容について説明を受けるとともに、今後の整備の進め方や課題等について説明を受けた。

・ 水道事業については、「福岡市水道長期ビジョン2028」が運営の基本計画として位置付けられており、計画期間は平成29年度から令和10年度までの12年間とされている。基本理念は、安全で良質な水を安定的に供給することであり、「安全」「強靱」「持続」の三つの方向性のもと、四つの施策目標を設定して計画的に事業を推進している。その中で、地震等災害対策の推進は重要な柱の一つとされ、主要事業として耐震化事業が進められている。

水道の耐震化については、第一次耐震ネットワーク工事として、避難所や救急告示病院等の重要給水施設へ至るルートの耐震化が重点的に進められてきた。当初、対象施設は 247 施設であったが、事業の進捗の中で 256 施設へと拡大され、令和 6 年度末をもって全ルートの工事が完了する見込みとの説明があった。これにより、災害時にも重要拠点へ耐震管を通じた給水が可能となる体制が整えられることとなる。さらに、第三次中期経営計画においては、第二次耐震ネットワーク工事が位置付けられており、地震や大雨など災害の頻発・激甚化を背景に、一次避難所である公民館等を中心とした新たな 90 施設について、令和 7 年度から令和 14 年度までの期間で計画的に整備を進める方針。

・下水道事業については、「福岡市下水道経営計画 2028」に基づき、令和 7 年度から令和 10 年度までの 4 年間で計画期間として、施設の老朽化対策や自然災害への対応を進めることとされている。計画では、管きよ、ポンプ場、水処理センターの改築更新を計画的に実施するとともに、都心部の再構築、浸水対策、地震対策を柱として整備を進めることとされている。総事業費は 4 年間で約 1,150 億円を見込んでおり、前計画と比較して大幅に増額されている。中でも地震対策費は約 126 億円とされ、令和 7 年度単年度でも約 27 億 7,400 万円が計上されている。

下水道の耐震化の進め方については、下水道協会の耐震対策指針に基づき、重要管線を選定したうえで、老朽度や重要度、大口径かどうか、緊急輸送道路直下かどうかといった観点から優先順位を定め、診断と対策を計画的に進める方針が示された。また、防災拠点接続管については上下水道で一体的に耐震化を進めることとしており、災害時の機能確保を重視した整備が行われている。ポンプ場及び水処理センターについては、建築物自体の耐震化は令和 2 年度末までに完了しており、今後は最低限の機能を維持するため、用水施設や消毒施設の耐震化、浸水防止対策を優先して進めるとしている。さらに、ソフト対策として、平成 27 年度に策定した下水道 BCP に基づき、関係部署と連携した災害対応訓練を継続しており、直近では今年度 11 月にも訓練を実施したとの説明があった。

成果指標については、下水道管きよ耐震化率、ポンプ場耐震化率、水処理センター耐震化率の三項目が設定されており、管きよについては現状 62%を 64%まで引き上げる目標が示された。

・道路橋梁の耐震化については、「福岡市橋梁耐震化計画」に基づき、令和 2 年度に計画を策定し、令和 4 年度から本格的に耐震化に着手している。計画策定の背景には、阪神・淡路大震災、福岡県西方沖地震、東日本大震災、熊本地震などにおいて道路インフラに大きな被害が生じたことがあり、国土強靱化基本計画の趣旨も踏まえながら、災害時の交通機能確保と利用者の安全確保を目的としている。福岡市が管理する橋梁は、橋長 2 メートル以上の道路橋梁で 2,022 橋にのぼり、そのうち緊急輸送道路上や跨線橋等の重要橋梁 185 橋の中から、平成 8 年以前の基準で設計され耐震性能が不足する 110 橋を対策対象として選定している。

耐震化の優先順位としては、まず線路や道路をまたぐ跨線橋・歩道橋等 25 橋を第一期対象として最優先で整備し、その後、緊急輸送道路上の橋梁を順次進める計画となっている。全体の事業期間は 20 年間で、第一期 7 年、第二期 8 年、第三期 5 年に区分されており、令和 6 年度末時点では第一期の 4 年目にあたる。概算事業費は約 80 億円とされ、現時点で 13 橋に着手しているとのことであった。対策内容としては、落橋防止システムの設置、橋脚巻立て等による耐震補強、必要に応じた基礎補強などが挙げられ、大規模地震動に耐えうる性能の確保を目指している。

・水道の漏水による道路陥没については、本管よりも宅地への引込給水管での漏水が多い傾向にあるとされ、水道は内圧があるため、漏水が先に顕在化した後に地盤の空洞化が進み、道路へ影響が及

ぶケースがあるとの説明があった。料金については、水道事業では現時点でビジョン期間内の値上げ予定はないと説明された一方、下水道使用料については、現在策定中の長期ビジョンの中で収支見込みを検討しており、現時点で明確な方針を示すことは困難とのことであった。

さらに、下水道普及率については約 99.7%と説明され、ほぼ 100%に近い普及状況にあることが確認された。県や周辺団体との連携については、水道は福岡地区水道企業団から受水していることから、都市圏自治体として同企業団に対し耐震化の早期推進を要請していること、下水道については市内 7 処理場のうち 1 箇所が県管理の流域下水道であり、接続管工事等で県と適宜調整しながら連携していることが説明された。

・福岡市においては、水道、下水道、道路橋梁の各分野で、それぞれ長期計画や経営計画に基づき、耐震化を着実に推進していることが確認できた。特に、水道では第一次耐震ネットワークが令和 6 年度末で完了し、第二次整備へ移行する段階にあり、下水道では改築更新や地震対策を重点化した計画的な投資が進められている。また、橋梁についても、重要橋梁を中心に優先順位を付して耐震補強が実施されている。今後は、確認待ちとなっている一部数値や料金見通し等を補足しつつ、上下水道一体の防災拠点整備や県等との広域連携のあり方も含めて、持続可能で実効性の高い耐震化施策を継続していくことが重要であると考えられる。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

2-1, 2-2, 2-4, 2-5